

C. 發言權問題

一 海軍共済組合事業施行ニ対シ組合規則ヲ改正シテ組合員ノ發言權ヲ認メ
參典機関ヲ設ケラレタシ

第四 退職ニ付当問題

一 官、都令ニヨル解備(甲額)年齢満期(乙額)退職者ニ対スル退職ニ付当
度ヲ左記ノ通り制定セラレタシ

女記

勤続年数	甲額(官、都令ニヨリ解備サルトキ)	乙額(年齢満期ニヨリ解備サルトキ)
一ヶ月未満ノモノ	七五日分	六〇日分
一ヶ月以上二ヶ月未満ノモノ	九〇日分	七五日分
二ヶ月以上三ヶ月未満ノモノ	一五〇日分	一〇〇日分
三ヶ月以上一今年ヲ増ス毎ニ	四〇日分追加	二五日分追加

參照 大正十三年十月 日

海軍労働組合聯盟第一回理事会希望事項

第一 海軍工務規則関係事項

A. 退職関係問題

一 公務員傷言ル不具者若シテ年齢四十歳以上、熟練職ニ犯罪疾病ニヨリ
外可成本人ノ意志ニ及シテ解備セザル事

B. 諸給共問題

一 工務規則第三十九条ヲ改正シ中途退場者ニ付シテ八服業時間ニ相当スル
賃銭ヲ支給サレタシ

一 左記ノ場合ハ日給金額ヲ支給サレタシ

(イ) 公務ニ起因スル傷痕疾病ノタメ休業、及之ニ基キ在職中再發スル
傷痕病ヲ誘發シ休業シタルトキ

(ロ) 海軍工務規則第廿六条ニ定メタル公休日全部(第一項ヲ除ク)